

令和元年度 第1回横浜市男女共同参画審議会 会議録（要旨）	
日時	令和元年7月29日（月）10時～12時
開催場所	市庁舎 2階局会議室
出席者 （会長以外は 五十音順）	江原会長、小山内委員、川島委員、菊地委員、坂本委員、佐藤委員、茂田委員、塚原委員、堀本委員、望月委員、柳田委員、吉永委員
欠席者	阿部委員
開催形態	公開（傍聴者1名）
議題	<p><u>議事</u></p> <p>1 会長の選任について</p> <p>2 第4次横浜市男女共同参画行動計画に基づく施策の実施状況</p> <p><u>報告事項</u></p> <p>1 第5次横浜市男女共同参画行動計画の策定について</p> <p>2 よこはまグッドバランス賞認定委員会について</p> <p>3 横浜市男女共同参画貢献表彰の選考について</p> <p>4 令和元年度 横浜市の男女共同参画に関する主な取組について</p> <p>5 令和元年度 男女共同参画センターの主な取組について</p>
決定事項	<p>1 会長：江原委員 職務代理者：小山内委員</p> <p>2 「第4次横浜市男女共同参画行動計画に基づく施策の実施状況」については、「達成度の評価」について了承、その他審議会の意見を集約し、次の計画策定時の参考とする。</p>
議事	
議事1 会長の選任について	
事務局	<p>横浜市男女共同参画推進条例施行規則第5条により、委員の皆さまの互選により、会長をお選びいただきたいと存じます。</p> <p>ご推薦等がありましたらお願いします。</p>
小山内委員	<p>男女共同参画に関して深い見識を有し、前期も横浜市男女共同参画審議会の会長を務めていただいた江原委員を推薦したいと思います。</p>
事務局	<p>江原委員の推薦がありました、いかがでしょうか。</p> <p><委員「異議なし」></p> <p>それでは、江原委員に会長をお願いします。</p> <p>続いて、横浜市男女共同参画推進条例施行規則第5条第3項の規定により、職務代理者を、江原会長にご指名いただきたいと思ひます。</p>
江原会長	<p>横浜市の男女共同参画推進の一翼を担っている男女共同参画推進協会の小山内委員をお願いしたいと思います。</p> <p><小山内委員 了承></p>

議事 2 第 4 次横浜市男女共同参画行動計画に基づく施策の実施状況	
事務局	第 4 次横浜市男女共同参画行動計画に基づく施策の実施状況について、資料に基づき説明 <資料 1 >
江原会長	<p>取組分野Ⅱ-2 DVの防止及びDV被害者の自立に向けた支援についてですが、こちらについては、審議会に先立ちまして、7月1日の「横浜市DV施策推進連絡会」において議論をいただいています。</p> <p>この連絡会には、当審議会委員である堀本委員、茂田委員が委員として出席していますので、お2人から簡単に、事務局からの説明の補足などをご発言いただきたいと思います。</p>
堀本委員	<p>外国人のDV被害がクローズアップされてきていることと、LGBT等の性的少数者について、シェルター等一時保護所で受け入れることができない現状について、問題提起がされ活発な議論が行われました。</p> <p>また、社会問題としても取り上げられていますが、DVと児童虐待が同時に起こっているケースも多いという現状への対応策が急がれています。その中で、例えばDV被害を受けている母親は、子供が虐待にあっていることまで申告すると児童相談所に子どもをとられてしまうと思う人が多いとの指摘もありました。</p> <p>この点、横浜市は、児童相談所と区役所の担当課の連携が良いため、初めに児童相談所でなく区役所の窓口で相談があれば適切に児童相談所につなげることができるのではないかという意見も出ました。</p> <p>シェルターの利用者数が減っているのは、以前から言われていたように、携帯電話等が使えないことが大きいようですが、他の保護されている人や職員も守らなければならないこともあり、難しい問題との話もありました。</p>
江原会長	「女性と男性の家事・育児・介護時間の割合（共働き世帯）」について、計画策定時より悪い数値となっているのはなぜですか。
事務局	数値根拠としている調査において、家事育児介護時間や仕事等の時間を足し上げていくと合計が24時間となるよう質問方法を変更したこと、前回の審議会でも通勤時間を考慮したほうが良いというご意見をいただき回答項目に追加したことなどが要因として考えられます。
川島委員	<p>女性の活躍の場を増やすためには、男性経営者や男性管理職の意識改革が重要ですが、これについては、地道にいろいろな方策を行っていくしかないと思います。</p> <p>男性育休取得率向上のために、北九州市、千葉市では、対象者が育休を取得しない場合、その理由を申請させているそうです。大手企業の中でも男性育休については義務化しているところもあります。啓発だけではなく、やや義務的にすることが重要だと思います。</p>

	<p>金沢臨海部で創設した職住近接モデルに関連しますが、ネット環境が充実しているコワークスペースの整備も重要です。</p> <p>コワークスペースを進化させたものとして、鎌倉で行われているような海の近くで働くという、ワークとバケーションを合わせたワーケーションへの取組についても、金沢区の海の公園や野島などで行われるとよいと思います。</p>
柳田委員	<p>男性の育児休業取得率について、横浜市の副市長が、以前いた職場で育児休業を取得したことについて話題になったことがありました。上司が育児休業や年次有給休暇を取得していくと、取得率の向上につながります。管理職が年次有給休暇をしっかりと取得することも、女性管理職が増えることにもなります。</p> <p>そして、横浜市がまず、率先して行うことが、企業への影響が大きいと思います。</p>
坂本委員	<p>外国人のDV被害者についてですが、日本人と結婚した外国人は、離婚により本人の在留問題が発生します。どこに相談したらよいのかわからないという外国人の方に、多言語対応の相談窓口を案内するとか、窓口をつなげていくような努力が必要かと思えます。</p> <p>YOKEでは、行政書士と協力して相談に対応しています。通訳も必要ですが、在留資格問題へも対応できるような、専門性も加味した相談対応が、今後、外国人が増加すると思われる中、重要と思えます。</p> <p>児童虐待についても、児童相談所への通訳ボランティア派遣が増えてきており、この対応も重要となっています。</p>
江原会長	外国人のDV被害について、補足説明があればお願いします。
事務局	横浜市独自では行っていませんが、神奈川県が多言語相談を行っているほか、本市では民間の団体へ委託して、同行支援などを行っています。
江原会長	役所に相談へ行くのに不安を感じる人や、どこに相談しに行ったらよいのかが分からない人が多いと聞いています。安心して相談できるということを情報提供してほしいと思います。
菊地委員	<p>保育に関連する施策について、主に働く親のためのものとなっていますが、これから働きたい、子育てを一人で悩んでいる母親も多いという現状があります。</p> <p>企業にしても働く側にしても、多様な働き方を求めている中で、たくさん働かないと保育園所に入れなため、働くことを諦めている状況に対応するなど、行政には、企業と働き手の間に入って、連携をとっていただきたい。</p>
吉永委員	<p>女性活躍推進法が改正され、一般事業主行動計画の策定と情報公表の義務化の対象が拡大されたとのことですが、施策推進にとって大きなインパクトとなっていると思います。</p> <p>市内企業で新たに対象となる企業がどれくらいあるのか、そして具体的な支</p>

	援を行う見通しについてお聞きしたい。
事務局	今年1月時点で、市内の665社が新たに計画策定の対象となっています。先月、各社あてにダイレクトメールで法改正に関する情報や計画策定義務対象になったことを伝えました。
吉永委員	この法改正は、施策推進の良い機会ですので、情報提供だけでなく、具体的に相談を受け付ける等、もう少し踏み込んだ対応を行ってもよいのではないのでしょうか。
事務局	経済局と連携して女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・実践セミナーや専門家の無料派遣事業を実施しており、ダイレクトメールでも案内しているところです。
塚原委員	「取組分野 I あらゆる分野における女性の活躍 指標」について、地域子育て支援拠点を運営している立場から言いますと、地域活動やソーシャルビジネスを応援していく姿勢は大切と思います。 専業主婦の方が、働いていないことに引け目をもつ場合がありますが、担い手の高齢化により、地域を支える人が不足しているのが各区で問題となっており、地域保健福祉計画との連動の視野も大切ではないのでしょうか。地域で暮らす働く男性女性の情報発信力も充実しており、大人の男性が楽しい、通いたいと思えるイベントも呼び込んでいます。 このような、横浜の大きな力である市民力についても計画につなげてほしい。
佐藤委員	「ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合」について、指標の達成度は「目標値を上回った」となっていますが、他の指標には特段の好影響を与えていない結果となっています。ワーク・ライフ・バランスの取組について、「行っている・行っていない」だけの調査ではなく、取組内容のチェックも必要と思います。 「ひとり親家庭の就労者数」について、指標の達成度は「目標値を上回った」となっていますが、社会情勢として有効求人倍率が高いこと等が背景にあると思われます。今後、景気が悪くなることも考えられるため、働いている人が働き続けられるようなサポートをお願いしたい。
柳田委員	シェルターへの携帯電話持ち込みについては、場所を限定されないよう、安全が確保されたうえで持ち込めるような方法を考えなければいけないと思っています。 SNS等の普及で、SNSでの呼び出しで被害を受けるケースが増加するなど、深刻な問題が多発しています。 「みずら」では、午後8時までの電話相談で対応していますが、ツイッターのつぶやきを把握することはできません。

	「みずら」に相談してくる若年女性のほとんどが、インターネットで「みずら」の存在を知ることになっています。SNS のつぶやきの中にもSOSが混じっていますが対応しきれない状況にあります。次の計画策定に向けて、SNS 等への対応が重要となります。
吉永委員	「取組分野ⅡについてのDV 施策推進連絡会意見」で、「10代、20代では電話をすることに心理的なハードルを感じる人が増えているため、メールやLINE などによる相談を導入したほうがいいのではないかと記載されていますが、私も学生との連絡はLINE を多用しています。
柳田委員	「取組分野ⅡについてのDV 施策推進連絡会意見」で「LGBT のDV 被害者への支援について、検討していく必要がある。」とありますが、横浜市のシェルターでは対応が難しいこともあり、難しい分野ではありますが早急に対応しなければいけないと思います。
坂本委員	「取組分野Ⅰあらゆる分野における女性の活躍 指標」について、成果指標として女性の管理職の割合、活動指標として女性の正社員を増やすことがあげられています。働き方改革で組織の多様性が求められている中、旧来の組織構造を前提としていては、女性の活躍推進を正確にとらえられないと思います。今後に向けて、女性の活躍をどういったとらえ方をするか、検討する必要があります。
吉永委員	同一労働同一賃金や男女間賃金格差の解消なども女性活躍の指標として考えられますが、ラディカルであり政府もまだ検討を始めている段階と思いますので導入は難しいです。
川島委員	勤務間インターバル制度やテレワーク等を導入する企業の割合は、働きやすさを示す項目ですが、指標が多すぎると論点が定まらないこともあります。
川島委員	男性の育休取得率を公表している自治体も多いですが、横浜市役所の男性育休取得率を教えてください。
事務局	13%程度です。本市の数値の扱いに関しては今後検討していきたいと思えます。
江原会長	「第4次横浜市男女共同参画行動計画に基づく施策の実施状況」については、「達成度の評価」について了承、その他審議会の意見を集約し、次の計画策定時の参考とします。
報告事項	
報告1 第5次横浜市男女共同参画行動計画の策定について	
事務局	「第5次横浜市男女共同参画行動計画の策定について」資料に基づき説明 <資料2>
	意見・質問等は特になし
報告2 よこはまグッドバランス賞認定委員会について	

事務局	「よこはまグッドバランス賞認定委員会について」資料に基づき説明 ＜資料3＞
	意見・質問等は特になし
報告3 横浜市男女共同参画貢献表彰の選考について	
事務局	「横浜市男女共同参画貢献表彰の選考について」資料に基づき説明 ＜資料4＞
	意見・質問等は特になし
報告4 令和元年度 横浜市の男女共同参画に関する主な取組について	
事務局	「令和元年度横浜市の男女共同参画に関する主な取組について」資料に基づき説明 ＜資料5＞
	意見・質問等は特になし
報告5 令和元年度 男女共同参画センターの主な取組について	
小山内委員	「令和元年度 男女共同参画センターの主な取組について」資料に基づき説明 ＜資料6＞
塚原委員	講座の案内について、メルマガによる紹介ではハードルが高い場合もありますので、幅広い利用者層にPRするために、季刊のフォーラム通信に、年間の講座一欄掲載(できうる範囲で)の検討をお願いしたい。
その他・閉会	
江原会長	以上で議事・報告事項は終わりましたが、全体を通して質疑・意見等ありますか。 ＜なし＞ 本日は様々なご意見ありがとうございました。 皆さまからいただいたご意見を踏まえて、今後とも男女共同参画に係る施策へ取組んでいただくようお願いします。 議事を事務局にお返しします。
事務局	本日のご意見等を踏まえて第4次横浜市男女共同参画行動計画を進めて参ります。 本日の審議会は、これをもって終了します。